

ネット配信ソフト等の 電子商取引への課税

はじめに

平成13年1月24日の日本経済新聞朝刊において、日米欧等の課税当局が音楽、映像等のソフトをインターネットを通じて消費者に配信するクロスボーダーの電子商取引について、消費税等の間接税徴収の国際ルール案（以下「合意案」という。）に近く合意するとの報道がある。この記事は、平成12年6月8日の日本経済新聞朝刊に掲載された、EUが特定のネット取引を行うEU域外の企業に付加価値税（以下「VAT」という。）の納税義務を課す（以下「EU案」という。）という報道の延長線上の動向である。

1 日米欧各国の事情

日本には消費税、EUにはVATという国税である間接税があり、それぞれにおいてこの税目が税収に占める割合が大きなことは事実である。これに対して、米国は、州税として売上税及び使用税という地方税としての間接税があり、連邦税としてのこの種の間接税がない。したがって、このインターネットを通じてクロスボーダーで行われる特定ソフト等の電子商取引に対する課税においては、日本及びEUというグループと、米国とではそれぞれが抱える税制の構造が異なることをこの問題の背景として認識する必要がある。

その結果として、わが国よりもVATの税収比の大きなEUの場合、現状においてこの種の課税を行わないことによる税収減を心配するのではなく、将来的にこの種の電子商取引が増加する場合、VAT課税に大きな欠陥が生じることに考慮して、事前にその対策を講じることに熱心なわけであり、この種の電子商取引課税は、その熱心さという順序でいうと、EU、日本、米国の序列になる。

2 合意案の内容と米国の動向

この種のネット取引の配信事業者が米国企業で、その購入者（消費者）がEU居住者であるとした場合、今回の合意案では、米国企業が一定規模以上であることを前提として、当該米国企業が、当該消費者の所在地国に登録を行い、定期的取引実績を報告して納税する仕組みになるようである。

このスキームは、平成12年に発表されたEU案と類似するものであり、平成12年のEU案発表後、米国政府はこの案に反対する意向を表明し、平成12年に福岡で開催されたサミット蔵相会議において、米国とEUの各担当者間において議論が対立したと聞いている。

今後の合意案になぜ米国が同意することで譲歩したのかということが、昨年来の動向で気にかかることであるが、米国政府は、サミット等においてEU案に反対していたが、米国の産業

Topics of International Taxation

界では、冷静にこの EU 案以前の段階から検討しており、消費者が所在する EU 各国に米国企業がそれぞれ国ごとに登録を行うのではなく、EU 加盟国のいずれかに登録を行える等の譲歩があればそれを認めるという空気であり、これを受けて、EU 案では、この米国産業界等の意向等を踏まえて平成12年に EU 案が作成されている。したがって、米国のネット取引等を行う企業にとって、EU は大きな市場であり、この市場を失うよりも EU 案を了解してスムーズに事業展開を図ることが得策であること、また、VAT は間接税であり消費者に転嫁できることから、米国企業にとって有利な方式を選択する意向が働いて米国政府が今回の合意案に同意したのではないかと推測するのである。

なお、冒頭の新聞報道では、今次の合意案検討の過程において、事業者の母国の課税当局が徴収を代行して消費者の居住地国の課税当局に送金する方式、消費者が自己の居住地国の課税当局に納税する自主申告方式のいずれも問題があるとされたとあるが、これらの方式は OECD において既に検討案として公表されていたものであり、実行可能性の観点からこれらの方式が採用されなかったということは妥当な見解であると評価できる。

3 合意案の今後の動向

EU 案では、この種の電子商取引に対して、輸入取引として課税が困難であること、及び EU 域内の事業者から消費者に対する VAT 課税が、その事業者の居住地国において行われるが、事業者が外国企業である場合、同種の EU

域内取引と外国からの輸入取引では課税上差異が生じることから、外国企業登録方式を打ち出したものであり、EU が、早くからこの問題に注目して、平成10年のオタワにおいて開催された OECD 閣僚会議等を通じて、課税する方針に国際的に合意するという根回しを行い、その主導権を握ったという EU の戦略構想が今回の合意案として形をみた背景といえよう。

しかしながら、冒頭の新聞報道では、今回の合意案は、今後の OECD 租税委員会の報告書に盛り込み、OECD 理事会が今年前半にも各国の実施を勧告するとあるが、米国における間接税が州税であることから、日本・EU 企業の対米国消費者に対するこの種の取引に対する課税に対して、米国の州課税当局がどのような反応を示すのか、また、米国は、国内法としてインターネット税凍結法があることから、国際的な合意と国内法の調整問題が残る可能性もあり、今後の推移を注意深く見守る必要がある。

日本大学教授

矢内 一好